

「常用漢字表」等の改定を受け、  
見やすい大きさに19年ぶりに改訂！

# 常用漢字表による 公用文作成の手引

## [平成22年改正対応版]

A5判・324頁 定価 本体1,600円＋税

第一法規編集部 [編]

### 特色

- ◆平成22年に改定された「常用漢字表」、「公用文における漢字使用等について」、「法令における漢字使用等について」に完全対応
- ◆旧版より体裁を大きくし、より使いやすい形に
- ◆第1部では、公務において文書を作成する際に知っておくべき基本的ルールを解説
- ◆第2部には、告示・訓令等の基礎資料を掲載
- ◆旧常用漢字表からの変更点一覧も登載
- ◆官公庁・地方自治体をはじめ、公文書の作成に携わる皆様の机の上に置いていただきたい1冊



#### 第6章 送り仮名の付け方について

「公用文における漢字使用等について」（平成22年内閣訓令第1号）においては、国の公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」（昭和48年6月18日内閣告示第2号（平成22年内閣告示第3号により一部改正））の通則1から通則6までの「本則」「例外」、通則7及び「付表の語」（1のなお書きを除く。）によるものとされ、複合の語（通則7を適用する語を除く。）のうち、活用のない語であって読み間違えるおそれのない語については、通則6の「許容」を適用することとなった。

また、法令については、同訓令において、別途内閣法制局からの通知によるものとされていたが、「法令における漢字使用等について」によるべき内閣法制局長から各省庁事務次官あてに通知された（平成22年11月30日付け内閣法制局総務第208号）。同通知によると別紙「法令における漢字使用等について」の「2 送り仮名の付け方について」の「2 複合の語」のあただし書に例示された活用のない語で読み間違えるおそれのない語についてのみ通則6の「許容」を適用するほかは、通則1から通則6までの「本則」「例外」、通則7及び「付表の語」（1のなお書きを除く。）によることとされ、原則として、公文文と法令文の表記の統一が図られている。

地方公共団体における送り仮名の付け方の取扱いについても国と同様とするのが適当と考えるが、その具体的取扱いを整理すると以下のとおりとなる。

##### 単独の語

1 活用のある語

##### 通則1

本則 活用のある語（通則2を適用する語を除く。）は、活用語尾を送る。

例 懐<sup>ふ</sup> 承<sup>ふ</sup> 書<sup>く</sup> 笑<sup>ふ</sup> 催<sup>す</sup>  
生<sup>きる</sup> 除<sup>れる</sup> 考<sup>える</sup> 助<sup>ける</sup>  
荒<sup>い</sup> 深<sup>い</sup> 賢<sup>い</sup> 濃<sup>い</sup>

##### 主語

例外 (1) 語幹が「し」で終わる形容詞は、「し」から送る。

例 羨<sup>しい</sup> 惜<sup>しい</sup> 悔<sup>しい</sup> 恋<sup>しい</sup> 珍<sup>しい</sup>

(2) 活用語尾の前に「か」、「やか」、「らか」を含む形容動詞は、その音節から送る。

例 頼<sup>んだ</sup> 頼<sup>んだ</sup> 静<sup>んだ</sup>  
穏<sup>んだ</sup> 優<sup>んだ</sup> 和<sup>んだ</sup>  
明<sup>ら</sup>かだ 平<sup>ら</sup>かだ 清<sup>ら</sup>かだ 柔<sup>ら</sup>かだ

(3) 次の語は、次に示すように送る。

明<sup>ら</sup>む 味<sup>わ</sup>う 裏<sup>む</sup>む 懸<sup>し</sup>む 教<sup>お</sup>る 脅<sup>お</sup>す（おどかす）  
脅<sup>お</sup>す（おびやかす） 聞<sup>か</sup>る 食<sup>く</sup>う 異<sup>な</sup>る 逆<sup>さ</sup>らう  
推<sup>お</sup>す 群<sup>が</sup>る 和<sup>ら</sup>ぐ 揃<sup>と</sup>う  
明<sup>ら</sup>い 危<sup>な</sup>い 危<sup>い</sup>い 大<sup>き</sup>い 少<sup>な</sup>い 小<sup>さ</sup>い  
冷<sup>た</sup>い 平<sup>た</sup>い

新<sup>た</sup>だ 同<sup>た</sup>だ 盛<sup>ん</sup>だ 平<sup>た</sup>だ 懇<sup>ん</sup>だ 惨<sup>た</sup>だ

新<sup>た</sup>だ 幸<sup>い</sup>だ 幸<sup>せ</sup>だ 巧<sup>た</sup>だ

許容 次の語は、（ ）の中に示すように、活用語尾の前の音節から送ることができる。

表<sup>す</sup>（表<sup>わ</sup>す） 著<sup>す</sup>（著<sup>お</sup>す） 現<sup>れる</sup>（現<sup>わ</sup>れる） 行<sup>う</sup>（行<sup>な</sup>う）  
断<sup>る</sup>（断<sup>お</sup>る） 勝<sup>る</sup>（勝<sup>お</sup>る）  
（注意）語幹と活用語尾との区別がつかない動詞は、例えば、「着<sup>る</sup>」、「寝<sup>る</sup>」、「来<sup>る</sup>」などのように送る。

##### 通則2

本則 活用語尾以外の部分に他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。（含まれている語を〔 〕の中に示す。）

##### 例

(1) 動詞の活用形又はそれに準ずるものを含むもの。  
動<sup>か</sup>す（動<sup>く</sup>） 照<sup>ら</sup>す（照<sup>る</sup>）  
語<sup>ら</sup>う（語<sup>る</sup>） 計<sup>ら</sup>う（計<sup>る</sup>） 向<sup>か</sup>う（向<sup>く</sup>）



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

## 第1部

### 公用文作成の要領

- |     |              |      |                 |
|-----|--------------|------|-----------------|
| 第1章 | はじめに         | 第7章  | 外来語の表記について      |
| 第2章 | 文体について       | 第8章  | 人名・地名の書き表し方について |
| 第3章 | 用字について       | 第9章  | 数字の書き方について      |
| 第4章 | 用語について       | 第10章 | ローマ字のつづり方について   |
| 第5章 | 現代仮名遣いについて   | 第11章 | 記号の用い方について      |
| 第6章 | 送り仮名の付け方について | 第12章 | 見出し符号について       |

## 第2部

### 常用漢字表、漢字等の使用・用法

- 第 1 「現代仮名遣い」の実施について（昭和61年7月1日内閣訓令第1号）
- 第 2 現代仮名遣い（昭和61年7月1日内閣告示第1号）  
（参考1）国語審議会答申「改定現代仮名遣い」前文（昭和61年3月6日）
- 第 3 「常用漢字表」の実施について（昭和56年10月1日内閣訓令第1号）
- 第 4 常用漢字表（平成22年11月30日内閣告示第2号）  
（参考2）文化審議会答申「改定常用漢字表」Ⅰ 基本的な考え方（平成22年6月7日）  
（参考3）旧「常用漢字表」（昭和56年10月1日内閣告示第1号）からの変更点一覧
- 第 5 公用文における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣訓令第1号）
- 第 6 法令における漢字使用等について（平成22年11月30日付け内閣法制局総第208号内閣法制次長通知）
- 第 7 「異字同訓」の漢字の用法（昭和47年6月28日国語審議会漢字部会）  
（参考4）「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）
- 第 8 『外来語の表記』の実施について（平成3年6月28日内閣訓令第1号）
- 第 9 外来語の表記（平成3年6月28日内閣告示第2号）  
（参考5）国語審議会答申「外来語の表記」前文（平成3年2月7日）
- 第 10 人名用漢字一覧

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

